

CONTENTS

page

- | | |
|---|--|
| <p>1 過重労働解消キャンペーン
重点監督の結果、5割で違法な残業</p> <p>2 特集 より良い職場づくりのために
パワハラ防止のマネジメント</p> <p>4 TOPICS
●ストレスチェックの実施方法について報告書を公表
●ブラック企業対策案、ハローワークで求人受け付けず
●産能大の経営施策調査
2015年の影響要因は「人材の不足」がトップ
●平成27年度の雇用保険、健康保険、介護保険料率</p> | <p>6 法改正予定一覧</p> <p>7 すっきりわかる。年金
定年後の再雇用、
老齢年金の調整の仕組みは？</p> <p>8 正しく知ろう労働時間
朝の掃除は労働時間？</p> <p>8 労務ひとこと
働き方・休み方改善ポータルサイト</p> |
|---|--|

過重労働解消キャンペーン 重点監督の結果、5割で違法な残業

厚生労働省は1月27日、昨年11月に実施した「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の実施結果を公表しました。

この重点監督は、長時間労働削減推進本部の指示のもと、過労死等に関する労災請求のあった事業所や、若者の使い捨てが疑われる事業所など4,561事業所に対して集中的に実施されたものです。重点監督の結果、全体の83.6%にあたる3,811事業所で労働基準関係法令の違反がありました。

5割で違法な時間外労働

主な違反内容としては、「違法な時間外労働があったもの」が2,304事業所と全体の50.5%を占めています。この比率は昨年定期監督等における比率(21.7%)とくらべて大幅に高い

ものとなっています。

その他、「賃金不払い残業があったもの」が955事業所(20.9%)、「過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの」が72事業所(1.6%)ありました。

違法な時間外労働があった2,304事業所において、時間外・休日労働が最長の人を確認したところ、月100時間を超えるものが715事業所(31.0%)、月150時間を超えるものが153事業所(6.6%)、月200時間を超えるものも35事業所(1.5%)ありました。

厚生労働省では、今後も是正指導に従わない事業所に対する確認をおこなひ、応じない場合は送検も視野に入れて対応するとしています。

監督指導の事例

<測量業の事例>

会社は始業・終業時刻をタイムカードにより把握し、時間外労働を労働者からの残業申請により管理していると説明。調査の結果、タイムカードと残業申請の記録に100時間を超える大幅な乖離があり、賃金不払い残業も認められた。

<製造業の事例>

正社員のうち、各部門の長以下の専門職の労働者すべてを、管理監督者として取り扱い、時間外労働にかかる割増賃金を支払っていなかったが、労働者の職務内容、責任と権限、勤務態様、賃金の処遇等を確認したところ、管理監督者とは認められなかった。

<協同組合の事例>

出勤簿、超勤命令簿等の労働関係書類を調査したところ、労働時間に乖離が生じており、休憩時間を多く取得したこととして残業時間を抑制していたことがわかった。